東京都サービス管理責任者研修実施要領

平成28年4月1日27心福地第380号 一部改正 平成30年4月11日30心福地第21号

1 目的

東京都サービス管理責任者研修事業実施要綱(平成27年4月1日付27福保障計第12号) の7に基づき、サービス管理責任者研修の実施に際し、必要な事項を定める。

2 研修対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。 以下「法」という。)における指定障害福祉サービス事業者においてサービス管理責任者として 配置しようとする者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)における指定障害児入所施設 及び指定障害児通所支援事業者(以下「指定障害児入所施設等」という。)において児童発達支 援管理責任者として配置しようとする者。

3 研修内容(標準カリキュラム)

- (1) サービス管理責任者研修
 - ア 共通講義 (サービス管理責任者の役割に関する講義) 6時間
 - (ア) 法とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割 (2時間)
 - (イ) サービス提供及び支援提供のプロセスと管理(2時間)
 - (ウ) サービス提供者と関係機関の連携及び支援提供職員と関係機関の連携(2時間)
 - イ 分野別講義(アセスメントやモニタリングの手法に関する講義) 3時間
 - (ア) アセスメントとサービス提供の基本姿勢 (3時間)
 - ウ 分野別演習(サービス提供プロセスの管理に関する演習) 10時間
 - (ア) サービス提供プロセスの管理の実際(アセスメント編)(4時間)
 - (イ) サービス提供プロセスの管理の実際(個別支援計画編)(3時間)
 - (ウ) サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)(3時間)

なお、分野別講義及び演習については、指定障害福祉サービス事業を次の分野に分類して実施 する。

区分	研修分野	想定される障害福祉サービス
第一分野	介護	療養介護
		生活介護
第二分野	地域生活 (身体)	自立訓練(機能訓練)
第三分野	地域生活(知的・精神)	自立訓練(生活訓練)
		自立生活援助
		共同生活援助
第四分野	就労	就労移行支援
		就労継続支援A型・B型
		就労定着支援

- (2) 児童発達支援管理責任者研修
 - ア 共通講義 (児童発達支援管理責任者の役割に関する講義) 6時間
 - (ア) 児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び法とサービス管理責任者の役割 (2時間)
 - (イ) 支援提供及びサービス提供のプロセスと管理(2時間)
 - (ウ) 支援提供職員と関係機関の連携及びサービス提供者と関係機関の連携(2時間)
 - イ 分野別講義(アセスメントやモニタリングの手法に関する講義) 3時間
 - (ア) アセスメントと支援提供の基本姿勢(3時間)
 - ウ 分野別演習(支援提供プロセスの管理に関する演習) 10時間
 - (ア) 支援提供プロセスの管理の実際(アセスメント編)(4時間)
 - (イ) 支援提供プロセスの管理の実際(個別支援計画編)(3時間)
 - (ウ) 支援内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)(3時間)
- (3) 上記(1)のア「サービス管理責任者の役割に関する講義(6時間)」と(2)のア「児童 発達支援管理責任者の役割に関する講義(6時間)」は、共通の内容とする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、決定の日から施行する。